県　政　経　営　会　議　資　料
令 和 ８ 年 （２０２６）９ 月 １ 日
交通まちづくり部交通まちづくり政策課

ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例（以下、「風景条例」）の一部を改正する条例案について

1　改正の概要

・本県では、美しい滋賀の風景を守り育てるために、景観法に基づく「景観計画の策定」や「行為の規制」、および「景観指針の策定」などを定めた風景条例を定めている。
・令和８年５月に都市再生特別措置法等の一部を改正する法律が公布された。地方部に民間投資を呼び込み、個性ある都市空間を活かしたリノベーションの推進が主な目的である。
・同法に基づき景観法も改正され、良好な景観再生を図る景観エリアリノベーション制度や、広域的な景観を図るための広域景観協議会等の制度が新設された。
・今回の改正は、新制度創設に伴う景観法の条項追加に伴う２か所の条項ずれに対応した条例改正を行うものである。

①第 11 条（行為の届出）第４項 の引用条項の改正
②第 13 条（届出等を要しない行為）の引用条項の改正

2　法改正の概要と期待される効果

・景観エリアリノベーション制度の創設により、良好な景観が損なわれている区域において、民間事業者等が所有者に代わって建造物等の改修や利活用することが可能となり、景観再生の促進を図ることができる。
・広域景観協議会の設置や市町間の調整等、都道府県が複数自治体にまたがる景観の保全に関与できる制度の創設により、広域的な景観保全の円滑化および効率化を図ることができる。（本県では平成 21 年から広域景観保全を目的とした「景観行政団体協議会」を運営）



図　景観エリアリノベーションの対象地域例

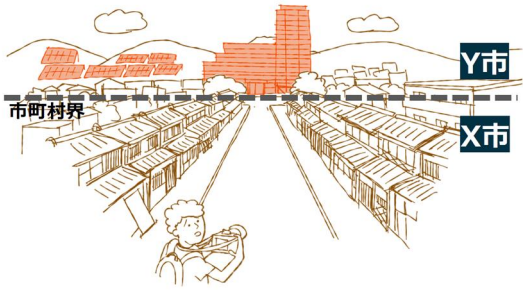


図　行政界で景観の連続性が欠如している例

3　風景条例の改正内容

① 第 11 条（行為の届出）第４項 の引用条項の改正

法改正に伴い、新制度にかかる例外規定が景観法第 16 条第７項に新設されたことで生じた条項ずれへの対応のため、条例の参照先を「第７項」から「第８項」へ改正する。

② 第 13 条（届出等を要しない行為）の引用条項の改正

法改正に伴い、新制度にかかる条項が景観法第 16 条第８項第４号に新設されたことで生じた条項ずれへの対応のため、条例の参照先を「第７項第 11 号」から「第８項第 12 号」へ改正する。

ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例の一部を改正する条例案要綱

1　改正の理由

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和８年法律第 23 号。以下「改正法」という。）による景観法（平成 16 年法律第 110 号）の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例（昭和 59 年滋賀県条例第 24 号）の一部を改正しようとするものです。

2　改正の概要

(1)　景観法の一部改正による条項の移動に伴い、必要な規定の整理を行うこととします。（第 11 条および第 13 条関係）

(2)　この条例は、この条例の公布の日または改正法の施行の日のいずれか遅い日から施行することとします。

議第　号

ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和８年　月　日

滋賀県知事　　三 日 月　　大　　造

ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例の一部を改正する条例

ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例（昭和 59 年滋賀県条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第４項中「同条第７項各号」を「同条第８項各号」に改める。

第 13 条中「第 16 条第７項第 11 号」を「第 16 条第８項第 12 号」に改める。

付　則

この条例は、この条例の公布の日または都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和８年法律第 23 号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例新旧対照表

旧	新
第１条～第10条　省略 （行為の届出） 第11条　省略 ２・３　省略 ４　法第16条第１項第４号の条例で定める行為に係る同条第２項の条例で定める事項は、設計または施行方法のうち、その変更により同条第１項の届出に係る行為が同条第７項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。 第11条の２・第12条　省略 （届出等を要しない行為） 第13条　法第16条第７項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。 (1)～(6)　省略 第14条以下　省略	第１条～第10条　省略 （行為の届出） 第11条　省略 ２・３　省略 ４　法第16条第１項第４号の条例で定める行為に係る同条第２項の条例で定める事項は、設計または施行方法のうち、その変更により同条第１項の届出に係る行為が同条第８項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。 第11条の２・第12条　省略 （届出等を要しない行為） 第13条　法第16条第８項第12号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。 (1)～(6)　省略 第14条以下　省略